

## 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員退職手当規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

最終改正 平成 29 年 3 月 3 日

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員就業規則(以下「就業規則」という。)第 8 6 条の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の常勤職員(以下「職員」という。)の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程による退職手当は、前条に規定する職員が退職した場合にその者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。

3 次条から第 8 条までの規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)及び第 1 2 条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して 1 月以内に支払わなければならない。

4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第 5 条の 3 まで及び第 7 条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 8 条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第 3 条 退職した者で、次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給の月額(職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給の月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退 職 者	年 数	割 合
1 傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条、第5条において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(以下この表において「自己都合退職者」という。)で、勤続期間が20年未満のもの	1年	100分の60
	2年	100分の120
	3年	100分の180
	4年	100分の240
	5年	100分の300
	6年	100分の360
	7年	100分の420
	8年	100分の480
	9年	100分の540
	10年	100分の600
	11年	100分の888
	12年	100分の976
	13年	100分の1,064
	14年	100分の1,152
	15年	100分の1,240
	16年	100分の1,539
	17年	100分の1,683
	18年	100分の1,827
	19年	100分の1,971
2 勤続期間が20年未満である自己都合退職者及び次条第1項又は第5条第1項の規定に該当する者を除き、退職	1年	100分の100
	2年	100分の200

退職者	年数	割合	
した者	3年	100分の300	
	4年	100分の400	
	5年	100分の500	
	6年	100分の600	
	7年	100分の700	
	8年	100分の800	
	9年	100分の900	
	10年	100分の1,000	
	11年	100分の1,110	
	12年	100分の1,220	
	13年	100分の1,330	
	14年	100分の1,440	
	15年	100分の1,550	
	16年	100分の1,710	
	17年	100分の1,870	
	18年	100分の2,030	
	19年	100分の2,190	
	20年	100分の2,350	
	21年	100分の2,550	
	22年	100分の2,750	
	23年	100分の2,950	
	24年	100分の3,150	
	25年	100分の3,350	
	26年	100分の3,510	
	27年	100分の3,670	
	28年	100分の3,830	
	29年	100分の3,990	
	30年	100分の4,150	
	31年以上	100分の4,150に勤続期間の年数から30年を減じた年数1年につき100分の120を加算した割合	

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 1年以上11年未満勤続して就業場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たもの(以下この表において「移転退職者」という。)	1年	100分の125
	2年	100分の250
	3年	100分の375
2 11年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1) 移転退職者 (2) 就業規則第58条の規定により退職した者 (3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した	4年	100分の500
	5年	100分の625
	6年	100分の750
	7年	100分の875
	8年	100分の1,000

退職者	年数	割合
者であって理事長の承認を得たもの (4) 通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による疾病により退職した者 (5) 死亡(業務上の死亡を除く。)により退職した者 3 20年以上25年未満勤続して退職した者であって理事長が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって理事長の承認を得たもの	9年	100分の1,125
	10年	100分の1,250
	11年	100分の1,387.5
	12年	100分の1,525
	13年	100分の1,662.5
	14年	100分の1,800
	15年	100分の1,937.5
	16年	100分の2,137.5
	17年	100分の2,337.5
	18年	100分の2,537.5
	19年	100分の2,737.5
	20年	100分の2,937.5
	21年	100分の3,137.5
	22年	100分の3,337.5
	23年	100分の3,537.5
	24年	100分の3,737.5

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 退職した者で次の表の退職者の欄に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間が該当する同表の年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表の割合の欄に定める割合を乗じて得た額とする。

退職者	年数	割合
1 1年以上25年未満勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずる場合において、理事長が定めた計画に基づき勸奨を受け、又はその意に反し退職した者(以下この表において「整理退職者」という。) (2) 業務上の傷病又は死亡により退職した者(以下この表において「業務傷病退職者等」という。) 2 25年以上勤続して退職した者であって次に掲げるもの (1) 整理退職者 (2) 業務傷病退職者等 (3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの (4) 理事長が別に定める期間内に申し出てその者の非違によることなく退職し、かつ、退職の日における年齢が45年以上である者であって理事長の承認を得たもの (5) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員就業規則第60条第1項の規定により退職した者 (6) 通勤による傷病により退職した者 (7) 死亡により退職した者((2)に該当する者を除く。) (8) 移転退職者	1年	100分の150
	2年	100分の300
	3年	100分の450
	4年	100分の600
	5年	100分の750
	6年	100分の900
	7年	100分の1,050
	8年	100分の1,200
	9年	100分の1,350
	10年	100分の1,500
	11年	100分の1,665
	12年	100分の1,830
	13年	100分の1,995
	14年	100分の2,160
	15年	100分の2,325
	16年	100分の2,490
	17年	100分の2,655
	18年	100分の2,820
	19年	100分の2,985
	20年	100分の3,150
	21年	100分の3,315
	22年	100分の3,480
	23年	100分の3,645
	24年	100分の3,810
	25年	100分の3,975

退職者	年数	割合
	26年	100分の4,155
	27年	100分の4,335
	28年	100分の4,515
	29年	100分の4,695
	30年	100分の4,875
	31年	100分の5,055
	32年	100分の5,235
	33年	100分の5,415
	34年	100分の5,595
	35年以上	100分の5,595に勤続期間の年数から34年を減じた年数1年につき100分の105を加算した割合

〔一部改正〕 H21.1

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
  - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、第9条第1項及び第5項に規定により計算した期間とする、

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条の表2の項(1)から(4)までに掲げる者であつて、定年に達する日前における直近の3月31日までに退職し、かつ、年齢50年以上であるものに対する第5条及び第5条の2第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条 第5条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び第8条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程の規定による給料表が適用される職員については給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて定めたる額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

3 第5条の3に規定する者に対する前2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第2項	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が11年から15年までである場合は、10年)1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第8条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の休職の事由を定める条例(昭和56年鳥取県条例第7号)第2条第1号に掲げる事由による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち理事長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別表のとおり定める。

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。) 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員

の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定より計算した額の2分の1に相当する額

[一部改正] H29.3

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。
- 3 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、就業規則第64条の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)、同規則第75条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に勤務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数(就業規則第30条第2項の規定による期間については、その月数)を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間は、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号。以下「退職手当条例」という。)第9条第5項の規定の例による。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項の規定により職員として引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。
- 7 前6項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 8 前条の規定は、第5条第3項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 9 第12条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前8項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第10条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第74条の規定による懲戒免職の処分これに準ずる処分を受けた者
  - (2) 就業規則第59条の規定による失職(同条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者
  - (3) 就業規則第64条第2項の規定に該当し退職させられたもの又はこれに準ずる者
- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その退職については、退職手当を支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第11条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれら規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第12条 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期

間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、理事長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。以下この条において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当等」という。)

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者にかかる同法第22条第1項に規定する所定給付日数を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)をいう。)であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給をうけたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

3 勤続期間6月以上で退職した職員が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定により雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。

4 第1項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が、理事長が別に定める雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

5 第1項、第3項及び前項に定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1) 理事長が別に示す雇用保険法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する額



- (2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額
  - (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額
  - (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額
  - (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する者 雇用保険法第58条第2項に規定する移転費の額に相当する金額
  - (6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額
- 6 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対しては支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
  - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
  - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者に退職手当を支給する場合の順位にあっては、前項各号の号数の昇順とし、第2号及び第4号に掲げる者に支給する場合にあっては、当該各号に掲げる順位によるものとする。この場合において、父母については、養父母が実父母に先位し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に先位し、父母の養父母が父母の実父母に先位するものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第14条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

- 第15条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は支給しない。ただし、判決の確定により禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第12条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第12条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。
- 3 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第16条 理事長は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取し

た事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

- 2 前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を理事長に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 一時差止処分を受けた者に対する第12条の規定の適用については、当該一時差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 7 前条第2項の規定は、一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分が取り消されたことにより一般の退職手当等の支給を受ける場合について準用する。
- 8 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。

#### (一般の退職手当等の額の返納)

第17条 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させることができる。ただし、第12条の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。

- (1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条の規定による退職手当の支給を受けることができる者であった場合 一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 一般の退職手当等の額の全額

2 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を書面により通知しなければならない。

#### (職員以外の地方公務員等となった者の取扱い)

第18条 職員が引き続いて職員以外の他の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は支給しない。

#### (公務又は通勤によることの認定の基準)

第19条 任命権者は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第20条 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者にかかる当該勸奨は、その事実について別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給に関する取扱いについては、職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(平成21年1月1日給料月額改定に伴う取扱い)

2 平成21年1月1日地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程の改正による給料月額の改定より当該改定前に受けていた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。

3 前項の規定の適用については、第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮するものとし、その取り扱いは鳥取県職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年3月3日から施行する。

別表〔第8条関係〕

一部改正〔H20.3〕

区分	調整月額	職員の給料表			
		事務職給料表	研究職給料表	任期付研究員規則第9条第1項の給料表	任期付研究員規則第9条第2項の給料表
第1号	円 65,000	9級	5級(役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が1種の職を占めるものに限る。)	6号給	
第2号	59,550	8級	5級(役職加算が100分の20である者で、かつ、管理職手当支給区分が2種の職を占めるものに限る。)	5号給	
第3号	54,150	7級	5級(役職加算が100分の15である者で、かつ、管理職手当支給区分が3種の職を占める者に限る。)	4号給	
第4号	43,350	6級	5級(役職加算が100分の15である者(第3号の項に掲げる者を除く。))に限る。)	3号給	
第5号	32,500	5級	4級	2号給	
第6号	27,100	4級	3級	1号給	
第7号	21,700	3級	2級(理事長が別に定める者に限る。)		3号給、2号給、又は1号給
第8号	0	2級又は1級	2級(第7号の項に掲げる者を除く。)		

備考 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 役職加算 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第50条第4項に規定する加算割合をいう。
- 2 管理職手当支給区分 職員給与規程第16条に指定する管理職手当に係る区分をいう。
- 3 経験年数 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)第2条第4号に規定する経験年数をいう。

〔一部改正〕 H29.3